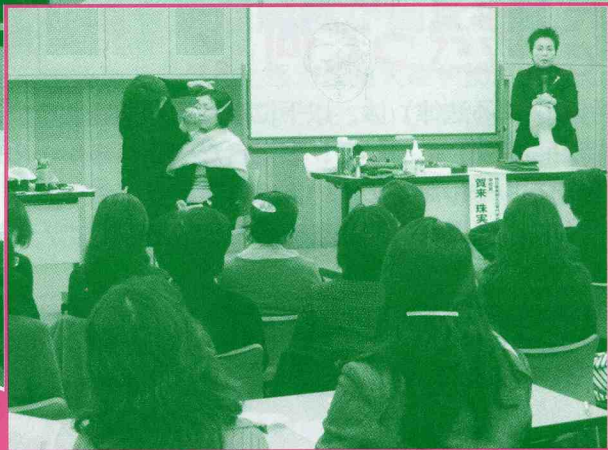
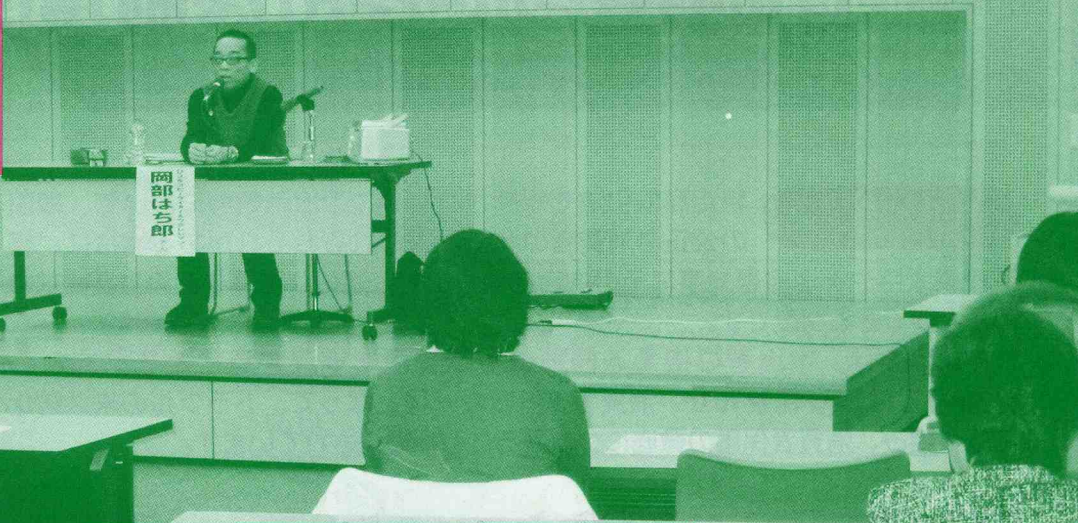


特集：特定商取引法に基づく 申出制度ってどんな制度？



「リーダーシップ養成講座」

No. 29
2008.3

愛称…アイネス (i-ness)

新しい時代の消費生活、男女共同参画を
自らが考える場を意味しています

- i …… 愛情・情報・私
- ne …… 新しさ (=new) 次の時代 (=next)
- s …… 消費
- s …… 参画

大分県消費生活・男女共同参画プラザ

アイネスホツと通信

INDEX

特集	2～3
消費生活のひろば	4～5
男女共同参画のひろば	6～7
アイネスの講座・イベントのお知らせ	8

アイネス相談ダイヤル

消費生活等相談	097-534-0999
消費生活特別相談 第3日曜日(休館日)を除く日曜日(13:00～16:00)	097-534-4034
食品表示 110 番	097-536-5000
男女共同参画についての申出	097-534-8477
女性総合相談	097-534-8874
女性のための仕事相談	097-534-8614
県民相談	097-534-9291

特定商取引法に基づく

申出制度ってどんな制度?

悪質業者についての情報提供制度

申出制度とは

特定商取引法で規制された6つの取引類型において、取引の公正や消費者の利益が害されるおそれがある場合に、経済産業大臣や都道府県知事にその内容を申し出て、適切な措置をとるよう求めることができる制度です。

申出制度は、**申出者の抱える個別のトラブルを解決することを目的としたものではありません**が、消費者と行政が一体となって、トラブルの未然防止に取り組み、消費者保護の徹底につながることが期待されています。

特定商取引法って何?

特定商取引法（特定商取引に関する法律）は、以下に挙げる消費者トラブルを生じやすい6つの取引類型（特定商取引）について、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルールを定めています。事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止するとともに、消費者の利益を守るための法律です。

訪問販売

家庭や職場など、いわゆる営業所以外の場所での取引をいいます。キャッチセールスやアポイントメントセールスも訪問販売に当たります。



通信販売

新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便、電話、インターネット等の通信手段を使って購入の申込みを受ける取引のことです。

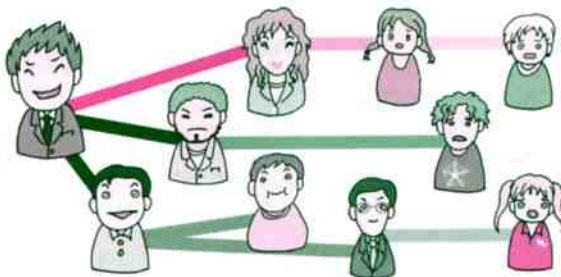


電話勧誘販売

事業者が電話をかけて勧誘を行い、その勧誘により消費者が申込みを行う取引のことです。電話をいったん切った後、消費者が郵便や電話等によって申込みを行う場合にも該当します。

連鎖販売取引

友人などを販売組織に加入させると報酬が得られると勧誘し、販売組織に参加する条件として金銭を負担させる取引をいいます。いわゆるマルチ商法・ネットワークビジネスです。



特定継続的役務提供

エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの6つが対象とされています。

業務提供誘引販売取引

仕事を紹介するので収入が得られると勧誘し、仕事に必要であるとして商品などを売って金銭負担を負わせる取引のことです。いわゆる内職・モニター商法です。

申出制度の流れ

1 こんなときに申出できます!

次のような事業者の行為は、特定商取引法で規制されています



● 迷惑な勧誘をする



● 事実と異なることを告げて、契約させたり、クーリング・オフを妨害する

2 国や都道府県に申出しましょう

特定商取引法に違反する悪質な事業者について、事業者の行為を改めさせて、同じような被害が起きることを防ぐために、国や都道府県へ情報提供し、適当な措置をとるよう求めることができます。

誰でも申し出ることができるの

直接の被害にあった人だけではなく、また、個人・法人・団体を問わず、誰でも申し出ることができます。



誰に対して 申出すればいいの？



勧誘が行われたり契約や申込みをしたところの都道府県知事、または経済産業大臣に対して行います。都道府県の区域内で主に活動していると思われる事業者については都道府県知事に、都道府県の区域を越えて活動している事業者について、あるいはその判断がつかない場合には、経済産業大臣に申出してください。（どちらに申出していたとしても、行政機関が必要な情報を共有し、しかるべき調査をいたします。）



申出書はどこに提出 するの？



都道府県知事に申出するときは、都道府県の特定商取引法担当課に提出してください。経済産業大臣に申出するときは、経済産業省消費経済対策課またはお近くの経済産業局特定商取引法担当課に提出してください。



●誇大広告をする

このほかにも…

- 勧誘の前に、事業者の正式名称や商品等の種類、勧誘が目的であることを告げない
- 法律で定められた事項を記載した書面を交付しない
- 重要事項についてわざと事実を告げない
- 勧誘目的を隠して、一般の人々が自由に入りしめない場所に誘い込んで勧誘をする
- 消費者をおどして困らせる

など

このような悪質行為があった時には、
申出制度を利用して、
行政へ情報提供しましょう！



申出書の用紙 はあるの？



申出書は必要事項を記載した書面であればよく、決められた用紙はありません。提出方法も特に決まっていません（郵送可）。

3 国や都道府県が調査します

申出書を受理した経済産業大臣や都道府県知事は、申出書に書かれた通りの事実があったかなどについて、申出人も含めた関係者から事情を聞いたり、情報の収集を行います。

必要に応じて事業者に対して報告書を提出させたり、立入検査等を行ったりします。

4 必要に応じて行政処分が行われます (業務改善指示・業務停止命令)

経済産業大臣や都道府県知事は、状況を改善する必要があると認められる場合には、事業者に対して業務改善指示・業務停止命令などを行い、場合によっては事業者の氏名公表も行います。

特定商取引法では、申出をしようとする方への指導・助言等を行う機関として「指定法人の制度」を設けています。現在、指定法人には「財団法人 日本産業協会」が指定されています。「申出制度を利用しようかな？」とお考えの時、申出制度に関するご質問などがございましたら、どうぞ遠慮なく指定法人へお問合せください。

財団法人 日本産業協会 相談室

☎ (03) 3256-3344

消費生活の ひろば



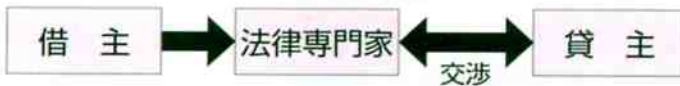
借金問題の解決はまず相談!!

自分の成長、家族の幸せ、社会のため・・・人生にお金は必要ですが、常に収入に見合った生活を心がけることが重要です。やむを得ず借金する場合も、収入に見合った借金、いくらだったら返済できるかをよく考え、借りすぎに注意しましょう。借金返済のために借金をするようになると、雪だるま式に借金が増え続け、多重債務に陥り、自力で返済できなくなります。借金も収入とのバランスが大切です。

不幸にして借金で行き詰まったらどうしたらいいでしょうか。できるだけ早く、アイネスや市町村、弁護士会などに相談して債務を整理し、生活を立て直すことから始めましょう。借金の問題は必ず解決できます。借金額や収入、資産などの状態によって次の4つの解決方法がありますが、まずは相談です。皆さんの周囲で借金に苦しんでいる人がいたら、ぜひ相談を勧めてください。アイネスでは弁護士会など関係機関と連携して、多重債務問題の解決に向け取り組んでいます。

債務整理の4つの方法

任意整理

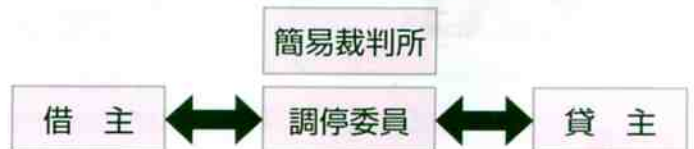


弁護士や司法書士が借主の代理人として貸主と交渉し、借金の減額を図ります。和解が成立したら計画に基づき分割で返済していきます。

◎ 過払い金がある場合は返還請求ができる。

注意：貸主の合意が必要。利息制限法で再計算し直した後の借金の返済が必要。

特定調停



簡易裁判所に申し立て、調停委員の仲介で貸主と話し合って返済金額を確定し、借主の収入の範囲の中で分割または一括返済することで和解します。

◎ 弁護士や司法書士に頼まずに自分で申立てをすれば費用を抑えられる。

注意：すべての貸主の合意が必要。過払い金の返還請求はできない。

個人再生手続



給与等の定期的な収入がある場合、弁護士や司法書士に依頼し、裁判所が許可した減額後の債務を分割で3年間返済していきます。

◎ 持ち家を残せる。貸主全ての合意を得る必要はない。

注意：手続きが複雑で、時間も費用もかかる。定期的な収入が必要。

自己破産



裁判所を通じて借金をなくす手続きです。免責決定により債務を免れます。持ち家等の財産は失いますが、借金はゼロになります。

◎ 債務が全て免除される。生活費として現金99万円までは残すことができる。

注意：財産の清算が必要。免責決定までの期間、一定の職業には就けなくなる等の制約がある。

悪質業者は高齢者を狙っています!

高齢者の消費者トラブルには次のような特徴があります。

特徴① だまされたことに気付きにくい

「わたしはだまされたことがない」と言う人も、よく聞いてみると高額な契約をさせられていることがあります。悪質業者は優しい言葉で近づいてきて、高齢者の話し相手になってくれます。親しくなった若い販売員を孫のように思って契約することもあります。疑うことを知らない高齢者は、自分がだまされているなんて思わないし、思いたくもないのです。

特徴② 被害にあっても相談しない

被害にあったと自覚している人でも、誰にも相談しない場合が少なくありません。被害にあったことを恥ずかしく思い、誰にも迷惑をかけたくない、だまされた自分が悪いと自らを責める人さえいます。また、悪質業者から「誰にも言うてはいけない」と口止めをされていることもあります。

このような高齢者が悪質業者の「カモ」にされないように、日頃、高齢者と身近に接している方々が変化に気づき、相談機関につなぐことが重要になってきます。ひんぱんに業者が出入りしているような場合、複数の業者から契約させられていることがありますので、特に注意をお願いします。

気象庁からのお知らせです!

緊急地震速報に係る悪質商法や不審な人物などにご注意ください。

最近、緊急地震速報の受信装置設置の義務化を偽ったり、気象庁の名をかたった訪問やアンケート調査などの行為が行われているとの情報があります。

気象庁では、市民のみなさまに受信装置の設置等を義務付けたり、直接設置に伺ったりすることはありません。また、アンケートを行う場合でもご家庭を直接訪問したり、個人情報の記入をお願いしたりすることはありませんので、ご注意ください。

(これまでに寄せられた情報の例)

- ・気象庁の依頼などと名乗って、「緊急地震速報」の受信装置の取り付け等を理由に、マンションのエントランスをあけさせようとする者が来た。
- ・「緊急地震速報」に関するアンケート調査を口実とし、名前や住所などの個人情報を記入させられた。
- ・「市町村の防災センター（あるいは、マンション管理業者）からの依頼です」などと名乗って、「緊急地震速報」の受信装置を家庭へ設置することを行政が義務化しているかのような説明を行い、販売しようとする業者が現れた。

問い合わせ先

大分地方気象台 平 日：☎097-532-0644(防災業務課)
夜間・土日：☎097-532-2247(技術課)

「アイネス消費者・男女共同参画ウィーク2008」に 団体・グループによるワークショップを募集しています

1 趣 旨

「アイネス消費者・男女共同参画ウィーク2008」の期間中に団体・グループの自主的な活動を支援するため、団体・グループによる消費生活や男女共同参画に関するシンポジウムやミニ講座等を行う「ワークショップ（体験参加型学習）」を募集しています。

2 日 時

- 1) アイネス消費者ウィーク2008(消費者月間(5月)中の1週間)
平成20年 5月19日(月)～25日(日)の1週間 10:00～16:00
- 2) アイネス男女共同参画ウィーク2008
平成20年 6月21日(土)～29日(日)の9日間 10:00～16:00
(男女共同参画週間(6月23日(月)～29日(日))を2日延長)

3 会 場

大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》 大・小会議室

4 募集内容

消費生活や男女共同参画をテーマにした研究・活動の成果や課題についてのシンポジウム、ミニ講座や発表、展示、演劇、映画・ビデオ上映等を通じて、来場者とともに学習する企画であること。審査基準により選考いたします。

5 募集件数

6～10件程度

6 謝 礼

1件につき3万円～10万円を限度として必要経費を支給します。(精算払い)

7 応募締切

消費者ウィークのワークショップは平成20年3月31日(月)まで、男女共同参画ウィークのワークショップは平成20年4月7日(月)まで

8 応募先

(問合先)

〒870-0037 大分市東春日町1番1号
大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》
TEL:097-534-4034 FAX:097-534-0684 Eメール:a13040@pref.oita.lg.jp

「アイネス消費者・男女共同参画ウィーク2008」に 団体・グループによる活動パネル展を募集しています

1 内 容

「アイネス消費者・男女共同参画ウィーク2008」の期間中、団体・グループの自主的な活動を支援するため、消費生活や男女共同参画に関する研究・実践活動の成果や課題について発表する場として「団体・グループの活動パネル展」の募集を行います。

2 実施場所

大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》 2F アイネスルーム

3 展示物

消費生活に関する研究・実践活動の成果や課題を内容とするもの。
1団体・グループにつき、バックパネル(116cm×116cm)2面以内

4 募集件数

応募多数の場合は、審査・選考し、展示期間も調整させていただきます

5 募集締切日

平成20年4月25日(金) 必着

6 日時及び募集先、問い合わせ

同上

年間利用者募集!

(アイネスルームの団体専用ロッカー・メールボックス)

- ▼団体専用ロッカー
- *目的: 団体活動に必要な物品などの保管
 - *対象: アイネスを利用する団体
 - *利用料: 1ロッカーにつき年額2,400円
- ▼メールボックス
- *目的: 各団体間の連絡、チラシ配布などに利用
 - *対象: 営利目的以外の団体
 - *利用料: 無料(1団体につき1ボックス利用可能)

- ▼その他
- *利用期間は、いずれも平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
 - *メールボックスからの発送、メールボックスでの郵便物の受け取りはできません。
 - *申し込み方法については、アイネスにお問い合わせください。

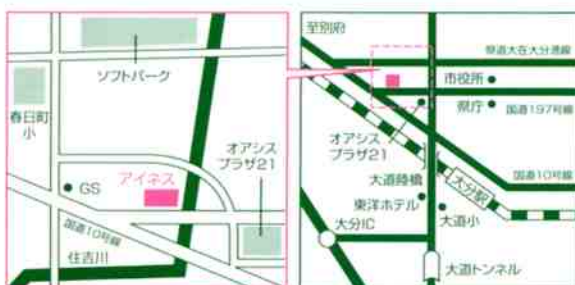
アイネスの講座・イベントのお知らせ

3月予定表

1	土		
2	日	13:00 ~ 16:00	特別相談(消費生活)
3	月		
4	火	13:30 ~ 15:40	女性のくらし法律講座
5	水		
6	木		
7	金		
8	土		
9	日	13:00 ~ 16:00	特別相談(消費生活)
10	月		
11	火	10:00 ~ 12:00	「実験講座」食品添加物について
12	水		
13	木	9:30 ~ 16:30	働きたい女性のための託児サービス
		10:20 ~ 11:20	消費生活啓発講座(臼杵市野津中央公民館)
		13:00 ~ 17:00	IT学習支援(OA研修室無料開放)
14	金		
15	土		
16	日		休館日
17	月		
18	火	10:00 ~ 12:00	「実験講座」食品添加物について
		13:30 ~ 15:40	女性のためのこころから健康教室
19	水		
20	木		春分の日
21	金	10:30 ~ 12:00	あいぬす・きらり・ねっと
22	土		
23	日	13:00 ~ 16:00	特別相談(消費生活)
24	月		
25	火		
26	水		
27	木	9:30 ~ 16:30	働きたい女性のための託児サービス
		13:00 ~ 17:00	IT学習支援(OA研修室無料開放)
28	金		
29	土		
30	日	13:00 ~ 16:00	特別相談(消費生活)
31	月		

4月予定表

1	火	9:30 ~ 16:30	働きたい女性のための託児サービス
2	水		
3	木	9:30 ~ 16:30	働きたい女性のための託児サービス
4	金		
5	土		
6	日	13:00 ~ 16:00	特別相談(消費生活)
7	月		
8	火	9:30 ~ 16:30	働きたい女性のための託児サービス
9	水		
10	木	9:30 ~ 16:30	働きたい女性のための託児サービス
		13:00 ~ 17:00	IT学習支援(OA研修室無料開放)
11	金		
12	土		
13	日	13:00 ~ 16:00	特別相談(消費生活)
14	月		
15	火	9:30 ~ 16:30	働きたい女性のための託児サービス
16	水		
17	木	9:30 ~ 16:30	働きたい女性のための託児サービス
18	金		
19	土		
20	日		休館日
21	月		
22	火	9:30 ~ 16:30	働きたい女性のための託児サービス
23	水		
24	木	9:30 ~ 16:30	働きたい女性のための託児サービス
		13:00 ~ 17:00	IT学習支援(OA研修室無料開放)
25	金		
26	土		
27	日	13:00 ~ 16:00	特別相談(消費生活)
28	月		
29	火		昭和の日
30	水		



大分県消費生活・男女共同参画プラザ (アイネス)

〒870-0037大分市東春日町1-1(NS大分ビル内)
TEL097-534-4034(代表) FAX 097-534-0684

○ホームページ <http://www.pref.oita.jp/13040/index.html>
○Eメール a13040@pref.oita.lg.jp

アイネス★ホット通信・2008年3月号(平成20年3月1日) 発行/大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)

